

平成23年8月臨時会会議録

平成23年8月1日 月曜日 午前10時00分開会

蒲 生 光 男 議 長 安 部 隆 副議長

出 席 議 員 (1 5 名)

1 番	赤 間 泰 広	議 員	2 番	梅 津 善 之	議 員
3 番	江 口 忠 博	議 員	4 番	今 泉 春 江	議 員
5 番	小 関 秀 一	議 員	6 番	竹 田 博 一	議 員
7 番	我 妻 昇	議 員	8 番	大 道 寺 信	議 員
9 番	町 田 義 昭	議 員	1 0 番	佐 々 木 謙 二	議 員
1 1 番	安 部 隆	議 員	1 2 番	洪 谷 佐 輔	議 員
1 3 番	高 橋 孝 夫	議 員	1 5 番	小 関 勝 助	議 員
1 6 番	蒲 生 光 男	議 員			

欠 席 議 員 (1 名)

1 4 番 大 沼 久 議 員

+

説 明 の た め 出 席 し た 者

内 谷 重 治	市 長	新 野 潔	副 市 長
	総務課長兼選挙管		
飯 澤 常 雄	理委員会事務局長	平 英 一	財 政 課 長
遠 藤 健 司	企 画 調 整 課 長	大 滝 昌 利	教 育 長
松 木 茂	建 設 課 長	浅 野 敏 明	まち・住まい整備課長
佐 藤 孝 博	生涯スポーツ課長		

事 務 局 職 員 出 席 者

松 本 弘	議 会 事 務 局 長	寒 河 江 新 一	補 佐
鈴 木 和 夫	議 事 調 査 係 長	高 橋 由 美	主 任

+

議 事 日 程

平成23年8月1日 月曜日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第61号 長井市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑、討論、表決)
- 日程第 4 議案第62号 平成23年度長井市一般会計補正予算第4号 (")

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

+

+

+

日程第2 会期の決定

開 会

- 蒲生光男議長 おはようございます。
ただいまから平成23年第5回長井市議会臨時会を開会いたします。

開 議

- 蒲生光男議長 これより本日の会議を開きます。
本日の会議に欠席の通告議員は、14番、大沼久議員1名であります。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。
なお、山形新聞記者よりパソコン、カメラ、録音機の使用について申請があり、許可いたしましたので、ご報告いたします。
本日の会議は、配付しております議事日程をもって進めます。
なお、この日程につきましては、先ほど開催されました議会運営委員会にお諮りし、内定を見ておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 蒲生光男議長 日程第1、会議録署名議員の指名であります。会議規則第81条の規定により、ご指名いたします。
7番 我 妻 昇 議員
8番 大道寺 信 議員
9番 町 田 義 昭 議員
以上、3名の方をお願いいたします。

- 蒲生光男議長 次に、日程第2、会期の決定であります。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。
よって、そのように決定いたしました。

委員会付託の省略について

- 蒲生光男議長 お諮りいたします。これより上程いたします議案は、委員会付託を省略し、全員でご審議願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。
よって、そのように決定いたしました。

日程第3 議案第61号 長井市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第62号 平成23年度長井市一般会計補正予算第4号

- 蒲生光男議長 それでは、日程第3、議案第61号 長井市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第4、議案第62号 平成23年度長井市一般会計補正予算第4号の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 おはようございます。

本日の市議会臨時会につきましては、長井市パークゴルフ場における管理に関し、6月の市議会定例会での議論並びに議決を真摯に受けとめながら、パークゴルフ場を9月から開設すべく一般会計補正予算案及び体育施設条例の一部改正条例案をご提案申し上げるものでございます。

議案第61号 長井市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市パークゴルフ場使用料における会員区分の設定、指定管理者に管理を行わせる場合の規定の見直しなど、所要の改正を行うためご提案申し上げるものでございます。

議案第62号 平成23年度長井市一般会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に436万4,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ116億9,875万1,000円といたすものでございます。

このたびの補正は、長井市パークゴルフ場に関する経費436万4,000円を追加いたすものでございます。

また、補正の財源といたしまして、前年度繰越金436万4,000円を計上いたすものでございます。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、第2表のとおり定めるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○蒲生光男議長 提案者の説明が終わりました。

これより1件ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第3、議案第61号 長井市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ござい

せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第61号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第62号 平成23年度長井市一般会計補正予算第4号の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

10番、佐々木謙二議員。

○10番 佐々木謙二議員 10番。私は、この議案第62号につきまして、一問一答で質疑をさせていただきたいと思っておりますので、議長の許可をお願い申し上げたいと思っております。

○蒲生光男議長 はい、そのようにお願いいたします。

○10番 佐々木謙二議員 ありがとうございます。

それでは、議案第62号の歳入歳出予算でありますけれども、このたび議会の意見を、市長の提案理由にもありましたけれども、尊重していただきまして、全面的に酌み取って改めて提案していただいたという面におきましては、私も賛成の立場でございます。ただ、債務負担行為の補正に関しましては、私なりに疑問を感じておるものですから、質問させていただきたいなというふうに思います。

ただ、この債務負担行為に関しましては、質問の内容も今の補正予算の計上の中身につきましても、市の負担義務とか、あるいは市民に対する不利益になるようなことは全くないもので

すから、そういう面で、予算については賛成の立場でございます。ただ、その設定の仕方について、考え方を伺いたいということでございます。

まず最初に、財政課長に考え方を確認させていただきたいんですが、私は指定管理者制度に関しまして、特別な規定と申しますか、債務負担行為に係る規定、設定の根拠が別にあるのかなというふうに思ったものですから、課長の方にその根拠規定はあるのかというふうなことを、実は電話で照会させていただきました。そうしたら、電話に対する回答なんですが、その債務負担行為の関係については、6月議会で小関秀一議員に答弁したとおりでというふうの一つ言われております。

それから、根拠となる資料につきましては、総務省の自治行政局長の通知があるんだというふうに言われておりますので、早速その通知文についてファクスで送っていただきたいということで送っていただきました。

それから、小関秀一議員に答弁したとおりでというふうに言われておりますので、議事録の方、事務局の方にお聞きしましたら、グラ刷りが出ておりましたので、それを見させていただきましたので、そのことについて、まず財政課長に確認させていただきたいというふうに思います。

これは当初予算の債務負担行為に対する6月議会の答弁と、こういうふうになります。一つは「総務省の自治行政局長より指定管理者制度の運用に関して通知が出ています」と。その通知の内容は、「指定管理期間が複数年にわたることが見込まれる場合には、必ず債務負担行為を設定しなさいと示されている」というふうに、1点目、言われております。

それから2つ目、「債務負担行為は、継続費と同じように予算の会計年度独立の原則に対する例外措置で、事業を継続する場合に例外的に

認められる制度だ」と、これはそのとおりだと、私もそのように認識しております。

それから3点目なんですが、「指定管理を受ける予定団体が市からの委託管理料はもらわなくても収入でペイできるということであったが、念のため3年間ということで、1年1,000円という感じで指定管理料として、予算措置ですが、債務負担行為だけは設定しております」ということが答弁されております。

この中身をちょっと私なりに考察してみますと、指定管理者が行う予定の具体的な管理運営の内容がその時点でまだ明確でなかった。当然協定書も結ぶというか、案もなかったんで、わからなかったんだと思います。そういう意味では、苦肉の策とも言えるのかなというふうに感じました。

それから、小関秀一議員のゼロ円計上の質問に関しては、「債務負担行為は期間と金額を設定しますが、ゼロ円で3年間の債務負担行為の設定はできないので、存目という感じで1,000円ずつ3年間、3,000円と理解していただきたい」、こうおっしゃっています。

最初に申しあげましたように、複数年にわたることが見込まれる場合には必ず債務負担行為を設定しなさいと総務省の方で示されているというこの一方で、債務負担行為は期間と金額を設定しますがということで、金額も設定しますがということを入れております。さっき申しあげましたように、具体的な条件がわからなかったというふうなこともありまして、そういう設定の仕方を当初予算の中でされてきたのかなというふうに思いますが、課長、そのことについて、答弁の内容については間違いございませんか。確認させていただきたい。

○蒲生光男議長 平 英一財政課長。

○平 英一財政課長 お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃったとおりでございます。

+

○蒲生光男議長 10番、佐々木謙二議員。

○10番 佐々木謙二議員 それでは、副市長にお尋ねしたいんですが、副市長は、皆さんご案内のとおり県職員として長年お勤めされまして、上級職でお勤めされてこられて、知識、経験も豊富であるというふうに思います。そして、これまで市町村を指導してこられた立場であったんではないかなというふうに思いますので、そして、その知識、経験を請われて、買われて長井市の副市長さんに就任されてるということでもありますので、この債務負担行為の設定の基本条件といいますか、要件といいますか、根拠といいますか、どのように認識をされているか教えていただきたい。

○蒲生光男議長 新野 潔副市長。

○新野 潔副市長 ご質問にお答えいたします。

佐々木議員がおっしゃりますように、債務負担行為につきましては、指定期間が複数年にわたる場合は、その行為をすることができる事項、これはパークゴルフ場の指定管理ということですから期間、これは、この場合は3月議会におきましては23年から25年の3年間という設定でございますが、そのほかに限度額ということで設定されたものでございますが、このたびは、これを補正する内容で提案をお願いしているわけでございます。

私の理解では、指定管理制度とこの債務負担行為の設定というのはセットになっているものと理解しておりまして、このたびは期間中、指定管理料の実質額が見込めない場合であっても、指定管理者に期間を保障する意味合いにおいて、このような形であっても設定すべきものと考えているところでございます。

そういう意味で、3月の議会における議決を補正していただくということで提案しているというふうに思っているところでございます。

○蒲生光男議長 10番、佐々木謙二議員。

○10番 佐々木謙二議員 その辺が少し認識の

違いが若干出てきてるなというふうに思いますが、ただ、債務負担行為の設定の根拠といいますか、要件というのは、最初に副市長が述べられておりますね、債務負担行為は、その行為をすることができる事項、パークゴルフ場の指定管理ですね、それから期間、3年間ですね、3年間。及び限度額を予算の内容として定めることになる。予算もセットなわけですね。セットだということはおっしゃっていますね。それで、ただ、私の見解はと、こうついているんですよ、尾ひれがね。

ただ、それは見解の相違の部分もあるのかなというふうに思いますが、期間の保障は協定でやってるんですよ、3年間の期間の保障は協定書で3年間ね。金額は23年度に限りというふうになっています。期間の保障はやってるんですよ。だから、制度と指定がセットという意味が私はわかりません。何を根拠に制度と指定がセットだっておっしゃっているのか、主観でおっしゃってるのかなというふうに思いますが、主観ですか、そこは。副市長。

○蒲生光男議長 新野 潔副市長。

○新野 潔副市長 まず、ただいまのご質問の中で、3年間の協定を結んでいるという……。

○10番 佐々木謙二議員 それ、済みません、まだ結んでいません。

○新野 潔副市長 ええ、結んでいないわけですね。それで、この場合、3年間の期間というものを、この債務負担行為の提案を通じまして議会の承認をいただきたいという意味で、その根拠として議会のお墨つきをいただくという意味合いで提案しているものと理解しております。

○蒲生光男議長 10番、佐々木謙二議員。

○10番 佐々木謙二議員 大変申しわけありませんでした。当然議会の承認を得ないうちは締結はできませんからね。

ただ、案は出てるんですよ、案はね。我々にも示されて、それをたたき台として議論してる

わけですから。そういうことで期間は保障しますよというたたき台になってるんですよ。ですから、その期間の保障ということについては、私は理解できません。

それから、根拠、何があるのかということについて、私は主観ですかと聞いたんですよ。根拠ありますか。何か書いたもので根拠、そのセットだという根拠。

○蒲生光男議長 新野 潔副市長。

○新野 潔副市長 根拠につきましては、ちょっと私、15年に自治法の改正によって、この指定管理者制度が発足した後の総務省の通知があるものと思っておりますが、ちょっと直接確認はしておりません。それで、当然指定管理者制度の基本方針、長井市も基本方針、それからガイドライン等々を定める際でも、この中でその総務省の恐らく通知によって、債務負担行為の設定について決めております。

それから、先ほどご紹介がありました22年の12月28日付の総務省の自治行政局長の指定管理者制度の運用につきましては、私もこれは見ておりますが、これにつきましては指定管理者制度、年数がたちまして、各自治体におきまして運用されているわけですが、相当の留意すべき点が見られると。要するに正しい運用がされてないところも見られるということで、念のためにこのような通知が出たものというふうに理解しております。8番目に指定期間が複数年度にわたり、かつ地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には債務負担行為を設定することというのは、これは念を押して、改めて通知したものというふうに理解しております。

○蒲生光男議長 10番、佐々木謙二議員。

○10番 佐々木謙二議員 今答弁ありましたように、私は明確なものってないと思いますよ。自治法で運用について、この債務負担行為の設定の運用について明確に示してますから、それ

以上のものというのは、それはないはずだと思います。なお、あつたら後でぜひ参考にいただきたいなというふうに思います。

それで、引き続き副市長にお聞きしますけれども、この24年度、25年度、それぞれ1,000円の限度額、それぞれ1,000円でないか、2,000円か。2,000円の限度額を設定されておりますけれども、これ意味あると思いますか。私は、ほとんど意味がないと思ってるんです。限度額2,000円ですよ。たかが2,000円と言っては失礼かもしれませんが、たかが2,000円なんです。そして、指定管理者を受けようとする組織団体は、これ24年度、25年度は要りませんと言っているんですね。

それから、基本協定のこの案の方に負担義務が出てこないんですよ。そして剰余金については市の方に納付するということも言ってるんですよ。これは市長がこれまで議会でも答弁してきました市民との協働のまちづくりの一環というふうなことにもなるのかもしれませんが、納付すると、ここまで言ってるんですよ。だから、この2,000円の限度額って意味あるんでしょうか。副市長、どうでしょう。

○蒲生光男議長 新野 潔副市長。

○新野 潔副市長 その限度額1,000円、各年度1,000円の設定について、意味があるのかというご質問でございますけれども、この限度額そのものについては、先ほどから申し上げておりますように存目計上というか、ゼロ円というわけにはいかないんで1,000円という存目計上させていただいているわけで、それ自体には意味合いはございませんけれども、私どもにとりましては、指定管理者に期間を保障する、それを議会に認めていただくということで、その期間について意味合いを持っていると、意味合いがあるというふうに理解しているところでございます。

○蒲生光男議長 10番、佐々木謙二議員。

○10番 佐々木謙二議員 それはね、副市长、当初のときは、それはいいんですよ。まだいろんなことが詰まっていなくて、話し合いの途中で、まだ明確に示されていない段階ですから。ところが今回は違うでしょう。全部、どうですか、協定書第5条、甲は乙に対して業務実施の対価として平成23年度に限り、別に協定する年度協定に定める指定管理料を支払うということで、24年度以降については指定管理料は支払わないということが明確なんですよ。

そしてもう一つ、剰余金の取り扱い、第11条、乙は各年度の収支状況を勘案し、余剰が出た場合は、今後の当該施設の整備等に充てることを目的として剰余金として市に納付するものとする。この剰余金も出るような状態で、相手の方は2,000円の限度額、必要としませんよ。そして、年度内に補正すればなんですけど、年度を越えれば、もう債務負担行為の限度額というのは補正できないんですね、それはわかりますね。

そうなりますと、本年度中に補正なんて、これはあり得ませんから、今年度中のやつは今予算計上されてますから、さらに補正なんていうのはあり得ないわけですから、これはあり得ない。ということになりますと、2,000円なんですよ。これでは私は意味ないと思ってますよ、全く意味ない。そして、相手の方は、下さって言ってないですから。どうしてやるんですか。それがわかりません。

それから、もう1点お聞きします。これは財政課長にお聞きします。

今の限度額、24年度、25年度で2,000円の枠を設定しています。このことについては、限度額の範囲内で来年度あるいは再来年、予算化する考えなんですか、どうですか。

○蒲生光男議長 平 英一財政課長。

○平 英一財政課長 お答えいたします。

来年、再来年に現金予算化するかどうかということですが、これは、そのときの状況を見

てみないとわからないと思います。ただ、相手方で経費がないということであれば、予算化はないと。

限度額の設定でございますから、2,000円と計上してございます。これにつきましては、当初予算で3,000円で3年間としたわけございまして、今回、25万円の指定管理料が出てきたものですから、それについては23年度で予算化したと。そういうことになりますと、その残りの部分については変更していかなければならないために、2,000円の計上で債務負担行為を変更したということでございます。

さらに、先ほど議員の方から協定案の方で別に年度協定で結ばばいいということでございまして、23年度についてのみ年度協定を結ぶとしております。24、25が年度協定ないとすれば、これにつきましては債務負担行為が必要になってきます。そういうことから今回の変更というふうにさせていただいております。

○蒲生光男議長 10番、佐々木謙二議員。

○10番 佐々木謙二議員 年度協定は年度ごとですよ、それは。当たり前ですよ。ですけども、基本協定でちゃんとやってるわけですから、さっき申し上げたでしょう。そういうことですから、当然この年度ごとのやつを3年間分なんて出てきておりませんよ、当たり前ですよ。

それで、この2,000円の関係について、その状況になってみないとわからない。全くそれしか答弁なかったんだろうというふうに思ってます。

例えば、これ予算ですからね、そして支出の義務的、義務が発生した場合に債務負担行為を設定するわけですから、予算ですから、予算措置しなければなりません、本来的には。ですけども、相手側が要らないと言ってるわけですから、予算の計上しようがない。計上しても支払う先がないと、こういうふうになる債務負担行為の設定じゃないかなと思います。

じゃあ、これを予算化しなかった場合どうなるかということになりますと、この議会の議決を経て措置しなかったという結果になるんです。どっちにしてもおかしくなるんですよ。協定違反というふうなことは、予算措置しなかった場合、協定違反になるかならないかというのはわかりませんが、いずれにしてもおかしいものになってくるというふうに思うんです。

それで、いろいろ見解、副市長は苦し紛れの見解だったなというふうに私は受けとめましたけれども、おっしゃっていますけれども、まず債務負担行為とは何ぞやということで確認したいと思いますけれども、さっき副市長が言ったとおり、1点目は、「地方財政小辞典」の中身です、辞典の中身。これは債務負担行為は、その行為をすることのできる事項、指定管理者のパークゴルフの関係、それと期間、3年なら3年「及び」とついているんです、「及び」。限度額を予算の内容として定めることになる。これ、接続詞なんですよ、「及び」というのは、一体なんです、一体。

それから、指定管理者制度の運用についてというふうなことで、総務省の自治行政局長の通知、これ財政課長からいただいた分です。丸をつけていただきました、8番目にね。そこを読みます。指定期間が複数年度にわたり、「かつ」、「かつ」ですよ、今度は「かつ」が入ってる。地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には債務負担行為を設定すること。全くそのとおりなんです。辞典でもそのとおり、同じように言ってます。

そして、この総務省の通知の「かつ」の部分を上申しますと、これは「法令・文書事務の手引」。副市長も覚えあると思いますが、これです、「法令・文書事務の手引」。これを文書学事課で編集したものです。昭和49年ですね、編集して第一法規で発行したものです。

この「かつ」というのは、「及び」、「並びに」と同様に併合的な接続詞であると。それから「並びに」よりもさらに大きな併合的連結を必要とするとき。連結される語が密接不可分であり、両語を一体として意味を完全にするとき。前後の2つの語句の連結に重点が置かれるとき。なお、2つの文節を「かつ」でつなぐ場合には、「かつ」の前と後ろに読点をつける。まさにここも読点までついているんですよ。そういうことの解釈なんです。

ということでございますが、今回のこの補正について、市長はどのようにお考えになられますか。私は、今回は、この協定案に従えば、議会としてはやっぱり補正ではなくて廃止ではなかったのかなあと、そんな思いをいたしております。見解をお聞かせいただきたい。

○蒲生光男議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

佐々木議員のご指摘は正しいというふうに思います。3月の時点では、当然のがわクラブが指定管理者としてのご承認をいただいていたということから、指定管理者側から見ますと、果たして3年間の契約ができるのかという、そういったところが不明でありますので、そういった意味では必要であったと。解釈も正しいというふうに私も思います。かつ予算の措置があるということが必要だということですね。ですから、ゼロのところを1,000円という形で3年間と、予算措置が3年間で3,000円というような債務負担行為だったわけでございます。そういった意味では、このたびの補正については、むしろ変更ではなくて、債務負担行為を廃止というのが正しい解釈かというふうに思います。

今回の補正の内部の協議の中で、私の方から、ぜひ債務負担行為について補正として2年間だけ残すようにして、一応指定管理者はこれからたくさん出ますので、やはりこのパークゴルフ場についてだけなしということではなく、指

+

定管理者の行為をする場合は、やはり議会のご了承もいただいているという、受ける側の立場からも、指摘はごもっともなんですが、まず残してやるべきじゃないかというようなことで結論したものですから、副市長も財政課長も苦しい答弁だったというふうに思います。それは協議の中で、私の方からも指定管理者については債務負担行為をしっかりとちょうだいしながら、やはりすべて議会からも承認いただいている形をとるべきだということで決定させていただきましたので、何とぞご理解を賜れば大変ありがたいと、そんなふうに思うわけでございます。よろしく願いいたします。

○蒲生光男議長 10番、佐々木謙二議員。

○10番 佐々木謙二議員 私の見解も、市長にも伝わったのかなというふうに思います。私も最初に申し上げましたように、このことよって市が負担義務を負うようなことにはならない。それから市民の方に不利益が及ぶようなこともありませんというふうに申し上げておりますので、この設定の見解がちょっと違ったなというふうに理解します。

ただ、今後は、やはり行財政運営の原理原則というもの間違わないようにしていただきたいということと、それから、そういうふうなきちとした組織体制、研修というものをしっかりやって、そして議会に臨んでいただくようお願い申し上げます、私の質問を終わります。

○蒲生光男議長 ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第62号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり決定いたしました。

最後にお諮りいたします。本臨時会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、整理を要するものについては、その整理を議長に一任することに決定いたしました。

閉 会

○蒲生光男議長 これをもって平成23年第5回長井市議会臨時会を閉会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

午前10時37分 閉会

会議録署名議員

議 長 蒲 生 光 男

7 番 我 妻 昇

8 番 大道寺 信

9 番 町 田 義 昭

+

+

+

+

+